

(送付先)

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課 振興第一グループ

Tel.052-954-6183 / FAX.052-972-6075 / E-mail: [bunka@pref.aichi.lg.jp](mailto:bunka@pref.aichi.lg.jp)

## 寄 附 申 込 書

令和 年 月 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

(ご連絡先<sup>(※)</sup>)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

文化振興基金に対して、下記の金額を寄附します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円也

(寄附金充当先) ※希望される充当先の番号の□にチェックを付けてください。

1. 文化活動事業費補助金をはじめとする文化芸術の振興に係る事業
2. 国際芸術祭「あいち」の開催及びその開催の目的に資する活動に対する支援

( 御寄附についてWEB等での公表を希望されない場合はチェックしてください。)

( 20万円以上の御寄附をされる場合で、知事名での感謝状の受領を希望されない場合はチェックしてください。)

(※) ご寄付いただく際の納入通知書は、上記にご記載をいただいたお名前・ご住所宛にお送りいたしますので、正確にご記載をお願いします。

(※) ご寄付の内容についてお伺いさせていただくことがありますので、平日の日中に連絡が取れる、お電話番号についてもご記載をお願いします。

(※) 寄附金に対する優遇税制について：

個人の住民税（県民税・市町村民税）の納税義務がある方が、地方公共団体（都道府県・市区町村）に寄附をした場合は、確定申告（又は、ワンストップ特例制度の申告）をすると、寄附金額のうち2千円を超える部分について一定限度まで、原則として所得税と合わせて全額が控除されます。優遇税制については、税務課のページをご覧ください。

(税務課 Web ページ) <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000036872.html>